



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年8月9日火曜日 第331号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	676
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	676
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	676
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示(2件).....	(") ...	676
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	677
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	678
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	678

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	678
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	679
政治団体の解散の届出.....	(") ...	679
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(") ...	679

告 示

○愛媛県告示第845号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	令和7年7月31日まで

○愛媛県告示第846号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和10年9月15日	愛媛県第1225号	副産石灰肥料	粒状シエルスター	アルカリ分48.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第847号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町僧都1500から1502まで、1505、1548から1550まで、1552から1560まで、1683の2、1760から1762まで、1775、1776

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

僧都1550・1552・1554・1557・1560・1760（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、1555、1556、1761、1762

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第848号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和4年5月農林水産省告示第900号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町(次の図に示す部分に限る。)	南宇和郡愛南町正木82 梶本 マス	森林所有者
南宇和郡愛南町(次の図に示す部分に限る。)	南宇和郡愛南町正木82 榎本 八太郎	森林所有者
南宇和郡愛南町(次の図に示す部分に限る。)	南宇和郡愛南町正木70 榎本 隆夫	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南宇和郡愛南町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第849号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和4年5月農林水産省告示第852号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を四国中央市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川178 藤田 タ、ノ	抵当権者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川乙267 井出 豊市	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	香川県高松市郷東町430 横内 勉	森林所有者

○愛媛県告示第850号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	内科	一般財団法人積善会十全総合病院	野呂賢一	新居浜市北新町1番5号	令和4年8月1日
肢体不自由	整形外科	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	竹本颯太	東温市南方561番地	令和4年8月1日

四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市中之庄町775-5 近藤 千代子	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市中之庄町775-5 近藤 誉雄	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	松山市朝日ヶ丘一丁目1625-1 佐々木 祐樹	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	神奈川県鎌倉市植木624 若林 博子	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	京都市中京区高倉通二条下る瓦町563エステムコート御所南602号 森 貴浩之	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市具定町268 杉尾 安彦	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市具定町268 杉尾 美恵子	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市金生町下分198 西島 恒子	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川乙350 西島 雄一郎	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川乙271 石川 八重子	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町馬立乙27 石川 要	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川36 中山 金作	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市中曾根町138 蝶野 一郎	森林所有者
四国中央市(次の図に示す部分に限る。)	四国中央市新宮町新瀬川34 藤川 彌吉	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器内科	西条中央病院	吉本光平	西条市朔日市804番地	令和4年8月1日
肢体不自由	小児科	西条中央病院	西村幸士	西条市朔日市804番地	令和4年8月1日
呼吸器機能障害	内科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宮内文久	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和4年8月1日
心臓機能障害	循環器内科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	志村拓哉	四国中央市上分町788番地1	令和4年8月1日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立今治病院	西川浩輔	今治市石井町四丁目5番5号	令和4年8月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	井村真	今治市石井町四丁目5番5号	令和4年8月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	石村菜穂	今治市石井町四丁目5番5号	令和4年8月1日

○愛媛県告示第851号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
高瀬慎也	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和4年7月1日
麻生沙和	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和4年7月1日
久米達彦	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	令和4年4月1日
高木康平	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	社会医療法人石川記念会HIITO病院	四国中央市上分町788番地1	令和4年4月1日
檜垣彰典	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和4年7月21日

○愛媛県告示第852号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大川悠真	東温市志津川	令和4年7月4日
肢体不自由、心臓機能障害	循環器内科	伊予病院	米持英俊	伊予市八倉906番地5	令和4年7月4日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年8月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
山本太一後援会	山本太一	山本太一	宇和島市広小路2-6	令和4年7月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年8月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県林材業関係支部	高山康人	会計責任者	芝芳亀	井谷渙郎	令和4年4月1日
自由民主党愛媛県エルピーガス支部	妹尾次郎	主たる事務所の所在地	松山市三番町六丁目7-2	松山市大可賀三丁目1453-11	令和4年5月26日
		代表者	妹尾次郎	高須賀秀行	
自由民主党西予支部	兵頭学	会計責任者	山本英明	小玉忠重	令和4年6月4日
自由民主党新居浜支部	大石豪	主たる事務所の所在地	新居浜市一宮町一丁目6-37	新居浜市一宮町一丁目12-47	令和4年6月21日
		会計責任者	伊藤嘉秀	田窪秀道	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
全国LPガス政治連盟愛媛県支部	妹尾次郎	代表者	妹尾次郎	高須賀秀行	令和4年5月26日
松山市医師連盟	矢野誠	代表者	矢野誠	岡本茂樹	令和4年6月4日
		会計責任者	松本健吾	浅野光一	
愛媛県宅建政治連盟	小林昌三	代表者	小林昌三	西川広一	令和4年6月6日
愛媛県公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	丸木公介	主たる事務所の所在地	今治市近見町二丁目5-3	松山市南久米町766-7	令和4年7月6日
		代表者	丸木公介	武士末研郎	
		会計責任者	矢野和弘	菊池博俊	
信友政治経済研究会	田坂信一	主たる事務所の所在地	松山市石手白石甲5-2	松山市小坂四丁目20-29	令和4年7月13日

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年8月9日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
かなしげ典子と仲間たち	金繁典子	令和4年6月28日
まつやま夢みらい	森田隆	令和4年7月14日

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1～3 省略				1～3 省略			
4 老人ホーム				4 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
ショートステイ施設久万の里	省略			ショートステイ施設久万の里	省略		
				鶴寿荘	特別養護老人ホーム	伊予郡松前町大字 鶴吉635-1	平成7年8月11日
				ひまわり苑	軽費老人ホーム	伊予郡松前町大字 鶴吉635-1	平成15年4月1日
省略				省略			
5・6 省略				5・6 省略			